

アメリカの社会保障番号制度と税・社会保険料の一体徴収について

高山憲之

2008年2月7日

本稿は2007年10月18日(木)、19日(金)に米国のIRSおよびSSAにてThomas E. Steven氏(IRS, International Visitors Program 担当課長)、Alan Plumley氏(IRS 調査・分析・統計部局の Technical Adviser)、Eli Donkar氏(SSA, Deputy Chief Actuary)、Alan Lane氏(SSA, Associate Commissioner)等に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり小多章裕氏(財務省主税局課長補佐)、瀬沼雄二氏(国税庁国際業務課)および森真弘氏(在米日本大使館1等書記官)に一方ならぬお世話になった。記して感謝申し上げる次第である。

(1) IRSが国税と社会保険料を一元的に徴収している理由

国税と社会保険料を一体徴収することは今日、世界の流れになっている。それを世界ではじめて実施したのが米国である。米国では公的年金制度が実施された1935年当初から公的年金の保険料を国税の徴収機関であるIRS(Internal Revenue Service:内国歳入庁)が徴収してきた。

ただ、公的年金制度創設当初、公的年金の保険料(payroll tax)は税金とはいえない、あるいは保険料徴収は連邦権限ではなく州の権限ではないか等の違憲訴訟が事業主によって提起された。これらの違憲訴訟はその後、連邦最高裁の判決によっていずれも退けられ、公的年金の保険料は税(exercise tax)の1つであること、さらに公的年金の保険料徴収は国の権限に属することが確認された。違憲訴訟が争われている間、加入記録の管理や給付裁定業務等から保険料徴収業務を切り離れた方が合憲性が認められやすいと連邦議会が判断したこともあり、公的年金の保険料はSSA(Social Security Administration, 社会保障庁)ではなく、IRSが国税とともに徴収することになった。

国税と社会保険料の一体徴収は、全体として徴収コストを低くし、行政の効

率化に資する。また徴収される側（事業主や自営業主など）の便宜にも配慮するものである。一体徴収で徴収される側の2度手間が避けられるからにはほかならない。今日、両者を一体徴収することの是非をめぐる議論は米国では皆無に近く、一体徴収制度は定着している。

なお、IRSは、かなり前から低所得の自営業者を含む広汎な納税者を対象に徴収業務をしてきた。ちなみに今日、米国では年間400ドル（約4万5000円程度）以上の課税所得のある自営業者は個人所得税を確定申告し、社会保険料を納付する義務がある。

(2) 社会保障番号：納税者番号としての使用

1935年に社会保障法が成立し、1936年11月から社会保障番号（Social Security Number：SSN）の付番がはじまった。そして1943年、どのような行政目的であれ、本人確認システムを新たに構築する場合、本人確認用には社会保障番号を統一的に使用することを連邦政府が決定した。納税者番号として社会保障番号が公式に使用されはじめたのは1962年からである。

(3) 税や社会保険料の納付は金融機関経由

税金や社会保険料の納付は金融機関を介して行われる。IRS窓口に現金を直接納付することは認めていない。ただしクレジットカード払い（自営業者の場合）や小切手等の使用は認められている。

(4) 税金・社会保険料の滞納・不払い

2001年データによると、税金や社会保険料の納付に関するコンプライアンスは総じてかなり高い水準にある。ちなみに納付すべき税金・社会保険料の総額は2兆1120億ドル、そのうち当年中に納付された金額は1兆1767億ドル（収納率は83.7%）、延納分・強制執行分550億ドル、未収分2900億ドル（13.7%）であった。

2001年末時点の滞納・未納分（Tax Gap）3450億ドルは、無申告分（Nonfiling）270億ドル、過小申告分（Underreporting）2850億ドル、滞納分（Underpayment）333億ドル、とそれぞれ推計されている。3つの中で

は過小申告分が最も大きい。過小申告分は個人所得税で 1970 億ドル（控除等の過大申告分 150 億ドル込み）、法人税 300 億ドル、社会保険料（公的年金保険料、メディケア保険料、および失業保険料の総額）540 億ドル、などとなっていた。ただし給与の過小申告は金額ベースで約 1%程度にすぎず、給与所得者が納付する公的年金保険料・メディケア保険料の過小申告分も 140 億ドルにとどまっていた。一方、自営業主の申告する事業所得の過小申告分は 1090 億ドルと推計されており、事業所得の自己申告分は実際の半分程度だと考えられている。それと連動して自営業主が納めている社会保険料も 390 億ドルが過小申告分になっていた。なお 2001 年末時点で滞納となっていた 2001 年分の社会保険料は 50 億ドルであった。

(5) 滞納・不払いの例：従業員契約社員化や派遣社員の活用、不法移民

法人の中には事実上の被用者を契約社員として採用する例も少なくない。契約社員は個人事業主扱いである。さらに派遣社員を活用する例もある。人材派遣会社が倒産すると、税や社会保険料の滞納や不払いが生じやすい。

不法移民は建築業や農業などで日雇いで雇われる者が多い。日雇い賃金は現金で支払われるのが通常であり、税金や社会保険料を控除しない例が少なくない。なお賃金の現金払いはベビーシッター等に対しても行われている。

(6) 事業主による年金保険料の不払い

給与から公的年金の保険料を天引きしておきながら、なんらかの理由で公的年金の保険料を事業主が IRS へ納付しなかった場合、どうなるか。税金や社会保険料の納付遅延には割にあわないような高額は無申告加算税・延納利子税の支払いが伴う。双方をあわせると 5 ヶ月遅れで納付額は 50%アップとなる。事業主には納付催促の通知が IRS からくりかえし届けられる。その通知が 3 回行われても滞納がつづく場合、全米で約 5000 人いるフィールド・オフィサー（field officer）が法人や法人役員等に対して財産差し押えなどの強制執行をする。

ただ夜逃げや国外逃亡などで強制執行が不可能となる場合もある。その場合、IRS は最終的に債権放棄の手続きをとる。

なお事業主が公的年金の保険料を IRS に納付した事実がない場合でも、本人が給与明細書 (payroll slips) を保存していて年金保険料の源泉徴収が確認できたときには、公的年金給付はその源泉徴収期間分についても支払いが保証されている。

(7) 保険料徴収記録のクロスチェック

事業主は被用者ごとの氏名、現住所、社会保障番号、支払い賃金額、支払い税額、支払い保険料額、事業主名、事業主納税者番号、事業所所在地などを記載した書類 (Form W-2) を作成し、SSA および本人に毎年 1 月末までに提出する。さらに事業主は、半期ごとに (3 ヶ月に 1 回、年 4 回) 給与支払額、被用者数、個人所得税の源泉徴収額、社会保障料の源泉徴収額などを記載した書類 (Form 941) を IRS に提出する。事業主には 4 年間の書類保存義務がある。

被用者本人は毎年 4 月、W-2 のコピーを添付して所得税の確定申告書 (Form 1040) を IRS に提出する。

IRS と SSA は入手した記録をデータベースに入力し、社会保障番号を用いて記録を突合する。突合には Combined Annual Wage Reporting (CAWR) プログラムが使用されている。

SSA の担当者によると、突合による記録のミスマッチは最近では年間約 800 万件に達しているという (事業主宛の “No Match” letter 発送件数。加入者総数の 5% 弱)。社会保障番号の記入ミス、氏名の記入ミス (改姓後の未届け氏名の記入、Michel を単に Mike と記入する、family name と first name を取りちがえて逆に記入する、スペルの誤り等)、給与額の記入ミス、記入漏れ、など。ミスマッチの原因は、加入者本人のエラー、事業主のエラー、行政サイド (agency) の入力エラー、の 3 つに分かれる。

Form W-2 の記入ミスに被用者本人が気づいた場合、事業主に修正を求める。また、SSA が発見したミスマッチは直ちに事業主に連絡して照合し、確認と修正をする一方、IRS にも照会し記録を正す作業をしている。さらに SSA が本人に毎年通知している公的年金ステートメント (Social Security statement) に記載した給与支払額等に誤りがあれば、本人に修正届の提出を求め、事業主や IRS に確認した後に記録を正している。

本人や事業主が正当な理由なしに誤った申告をした場合にはペナルティーが課せられるおそれがある。

(8) Earned Income (Tax) Credit

1975 年以降、個人所得税における既存の税金還付金制度を改め、税制の内枠で低所得世帯に児童扶養に係わる手当相当額を一部または全額支給するようになった。2007 年時点で給与収入が 3 万 7783 ドル（配偶者がいて共同で確定申告をする場合は 3 万 9783 ドル）未満の場合、Earned Income Credit が納税額を上回れば、その差額分が tax refund として IRS から支払われる。tax refund として支払われる Earned Income Credit は事実上、負の所得税（negative income tax）の機能を有している（詳細は次の URL 参照）。

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p596pdf>

(9) 社会保障番号の付番

米国の社会保障番号（Social Security Number : SSN）は 1 人 1 番号が原則となっており、転居や改姓、転職などでは変わらない。改姓時には、改姓を SSA に届け出る義務がある。SSN は SSA から付番される。付番は通常、生まれた直後、家族からの届出に基づいて行われる（アメリカ国民の 90% 強）。外国人居住者は入国直後に付番を SSA に申請する。

1 人 1 番号の例外事由は、666 番が忌み嫌われる数字（bad and evil sign）であるため変更要求があること、他人による不正使用や家庭内暴力等の特別の事情があり別カードの発行請求があること等である。

最近では毎年、約 500 万件強の新規付番があり、2003 年末の累計付番件数は約 4 億 2000 万件に達していた。

(10) 社会保障番号の利用範囲

他に便利な番号がなかったため、社会保障番号は社会保障目的以外においても広範に利用されている（新規就職時・再就職時や納税時さらには銀行口座開設時、1 万ドル超の金融取引時、クレジットカード申込時、選挙人名簿作成時など。統計調査のさいの調査対象抽出には利用されていない）。ただ、社会保

障番号を本人確認用の唯一絶対的な手段とすることには 1970 年代以降ブレーキがかかった。もともと、本人が社会保障カードを常時携帯することはない。むしろ顔写真つきの運転免許証（氏名、性別、生年月日、身長、体重なども記載されている）やパスポートを本人確認手段として用いることも少なくない。ちなみに社会保障カードの券面に記載されているのは 社会保障番号、氏名、発行日、の 3 情報のみであり、顔写真はなく、現時点で IC チップつきともなっていない。なお社会保障番号は confidential となっており、個人情報保護の対象となっている。

(11) 社会保障番号の構成

社会保障番号は 9 桁の数字のみで構成されており、アルファベットは含まない。最初の 3 つの数字は地域番号（最初に申請したときの連絡先住所 mailing address にかかわる zip code）、次の 2 つの数字がグループ番号、最後の 4 つの数字がシリアル番号（通し番号）をそれぞれ表している。カリフォルニア州などの大地域では人口増に伴い番号が足りなくなるというおそれ（running out problem）を指摘する声の一部にあったものの、今のところ桁数が足りないという問題は生じていない。

(12) 年金通知

公的年金の加入者（25 歳以上）には年 1 回、SSA より加入期間の給与支払額が記載された Social Security Statement が送付される。送付に先立ち、加入者の現住所情報は IRS から取得している。ただ IRS から毎年入手している現住所情報も異動が少ない米国では必ずしもすべてが最新のものとなっておらず、最近では通知の 3%（約 500 万通）が “no reach” として SSA に戻ってくる。

なお加入者がインターネットを通じて年金通知に記載されている情報を閲覧したり修正を求めたりすることは、今のところ、できない。もともと IRS が管理している情報であり、秘密保護が義務づけられているからである。

(13) 年金受給者死亡時の報告

「死人に年金」という事態を避けるため、死亡報告書の SSA への提出を遺族や各地域の“funeral director”に義務づけている。

(14) 社会保障番号の盗用・不正使用など

社会保障番号を盗用し、クレジットカードを偽造・不正使用する事件があいついで起こっている。クレジットカード被害に遭った者は社会保障番号を変更することができる。

盗用された社会保障番号が不法移民用に流用されることもある。

社会保障番号の盗用には様々な契機がある。最近、目立つのは従業員や契約者の情報の入ったラップトップ PC やメモリースティックの紛失・盗難である。一例を挙げると、97万人の契約者情報の入った American International Group（保険会社）のラップトップが 2006 年に盗まれた。また財布の紛失・スリ、銀行・クレジットカード会社・電話会社・税務当局等からの郵便物（社会保障番号も記入されているものが少なくない）着服、インターネット上に登録された個人情報の覗き見、個人情報の密売（データブローカーの暗躍）などもある。

社会保障番号の不正使用に関する苦情処理は Federal Trade Commission が行っている。

SSA が毎年送付する年金通知で社会保障番号の不正使用に本人が気づくことも少なくない。その場合は本人が SSA に連絡することになっている。

社会保障番号の不正使用を未然に防止するための措置もいくつか講じられている。たとえば運転免許証に社会保障番号を記入することは禁止した。給与支払い小切手の券面からは社会保障番号を除去することにした。年金通知等でも社会保障番号における一部の数字を記載していない。社会保障カードも肉眼では見えない図柄等を含む特殊な紙を使用している。